

平成25事業年度業務実績報告書（概要）

平成26年 6 月

独立行政法人水資源機構

平成25事業年度業務実績報告書概要

項目	ポイント
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 安全で良質な水の安定した供給、洪水被害の防止・軽減	
1-1 安全で良質な水の安定した供給 (1) 安定した用水の供給等 (2) 安全で良質な用水の供給	1) 利根川、荒川、豊川、木曽川、吉野川及び筑後川水系の6水系で渇水となり、渇水対策本部及び支部を設置し、渇水調整、水源情報の発信、関係機関への周知等を実施するとともに、下流河川への利水補給量をきめ細かく見直すなど、ダム貯留水の効果的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努めた。〔I 1-1 (1)③ pp. 12～26〕 2) 利根川水系では、平成25年5月の栗橋上流域平均の降水量が平年の38%と昭和23年以降最も少ない値を記録するなど、降水量の少ない状況が続き、河川の流量が減少したため、都市用水や農業用水の需要を確保するためにダムに貯留した水を補給した。5月以降、利根川上流ダム群から1日当たり最大800万m³を補給し、利根川本川の流量の最大約4割をダムから補給した。特に、矢木沢ダム（群馬県）では本格的に利水補給を開始した4月23日以降、9月18日までの間に約1億6,659万m³、奈良俣ダム（群馬県）でも同期間に6,668万m³、下久保ダム（埼玉県及び群馬県）では渇水対策本部を設置した7月18日以降、9月16日までの間に約5,200万m³の利水補給を行った。これらの利水補給は、平年と比べて、矢木沢ダム約1.5倍、奈良俣ダム約1.8倍であった。「国土交通省渇水対策本部会議」（本部長：国土交通大臣）が開催された7月23日時点では、利根川上流8ダムによる運用を開始した平成4年以降、最低の貯水量を記録し、深刻な渇水が懸念される状況となり、利根川本川では、7月24日から9月18日まで取水制限が実施されたが、ダムからの利水補給により、10%の取水制限にとどまった。〔I 1-1 (1)③ pp. 14～17〕 3) 豊川水系では、降水量の少ない状況を受け、節水対策協議会の運営、天竜川水利調整協議会との調整、河川管理者との調整等を実施した。この対応は、節水対策を開始した7月26日以降9月18日までの54日間実施した。この間、ダムからの利水補給のきめ細かな変更、頭首工でのきめ細かな取水操作、間断かんがいに対応する分土工操作、地区内調整池の有効活用、佐久間導水操作等を24時間体制で実施し、貯水量の延命を図り渇水による影響を最小限にする操作を行った。この間にダムから約2,280万m³、調整池から約880万m³、佐久間導水から約760万m³の補給を行った。 豊川用水水源の宇連ダム（愛知県）の貯水量は9月4日に0.8%まで低下し、9月5日の豊川緊急渇水調整

項目	ポ イ ン ト
	協議会において、異常渇水時の緊急渇水調整対策として最低水位以下の貯留水を活用すること等が決定された。これを受け、宇連ダムで速やかにダム下流に濁水防止フェンスを設置するとともに、貯留水の汲み上げに使用するポンプ及び台船等の資機材を配備するなどの準備を行った。幸いにして台風17号から変わった低気圧の降雨でダムの最低水位以下の貯留水活用等には至らなかったが、水の安定供給に向けて万全の態勢を取って対処した。〔I 1-1 (1)③ pp. 17～20〕 4) 管理する全施設において、水質管理計画を作成し運用した。これに基づき、日常の水質状況の把握、曝気循環設備の運用等による水質保全対策等を実施した。〔I 1-1 (2)① pp. 29～31〕 5) アオコ等の水質異常が発生した施設においては、迅速に河川管理者及び利水者等へ情報提供し、連携・調整を図り、臨時水質調査等により情報把握を行うとともに、選択取水設備等の的確な操作を実施し、水質異常の影響の回避・低減に努めた。〔I 1-1 (2)③ pp. 34～35〕 6) 第三者等に起因する18施設24件の水質事故に対して、利水者、関係機関等と迅速な連絡調整を図って情報共有に努めるとともにオイルフェンス設置等の対策を実施し、水質被害の拡大防止に努めた。〔I 1-1 (2)③ pp. 35～36〕 7) 平成25年11月、栃木県小山市の農業用ため池から大量の藻を含む貯留水を排水したため、カビ臭を含む水が流下し、茨城県古河市等では水道水にカビ臭が発生するなど市民生活に影響が生じた。このカビ臭を含んだ水が利根川本川下流域まで流下し、機構管理施設に影響がでるという事態が発生した。これに対し、利根川から取水する房総導水路では、関係する九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団の浄水場の処理能力を超え、市民生活に影響が生じることが危惧されたことから、利根川からの取水を停止することとし、河川管理者と調整し、取水停止の6日間、房総導水路の長柄ダムの水を運用するとともに、千葉県管理の河川の自流を取水することにより、水道用水の安定供給への影響を回避した。この対応に対して、両水道企業団より礼状が授与された。〔I 1-1 (2)③ pp. 37～38〕
1－2 洪水被害の防止・軽減 (1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 (2) 異常洪水に備えた対応の強化	1) 平成25年度は、合計21ダム、44回の洪水調節操作を実施し、下流河川沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。〔I 1-2 (1)① pp. 40～52〕 2) 淀川水系では、平成25年9月15日から16日の台風18号による降雨により大規模な出水となり、気象庁から京都府、滋賀県、福井県に「大雨特別警報」が運用後初めて発表され、日吉ダム（京都府）では計画最大流入量を上回る流入量を記録したほか、一庫ダム（兵庫県）と布目ダム（奈良県）でも管理開始以来最大の流入

項目	ポ イ ン ト
	量を記録した。機構の管理する7ダムでは日吉ダムでの貯水容量を最大限活用し洪水時最高水位を超えて貯留を継続する操作のほか、木津川ダム群での統合操作や放流量を抑えてダムへの貯留量を増やす操作等の高度な操作により洪水調節を実施し、日吉ダムでは最大流入量の約9割、一庫ダムと布目ダムでは最大流入量の約7割を調節してダムに貯留するなど、ダム下流河川の水位低減、洪水被害軽減を図った。〔I1-2 (1)① pp. 44～50〕 3) 台風18号において、日吉ダムでは、淀川流域の安全を確保するため、降雨、ダム貯水位、下流河川の水位等の予測を行うとともに関係機関との調整を綿密に行い、貯水容量を最大限活用し洪水時最高水位を超えて貯留を継続する操作を行い、下流河川のピーク流量を低下させた。これにより、ダム下流の保津橋地点（京都府亀岡市）では、桂川の水位を約1.5m低下させ、嵐山地区（渡月橋付近）では、桂川の水位を約0.5m低下させることができたと推定される。この日吉ダムの効果により、嵐山地区の浸水戸数をほぼ半減できたと推定される。下流の鴨川合流地点付近では、仮に日吉ダムが無かった場合、堤防の決壊により約13,000戸の家屋浸水、約1.2兆円の被害が発生したものと推定される。 この取組に対し、土木学会水工学委員会・関西支部合同京都・滋賀水害調査団の水害調査速報において、「亀岡盆地、嵐山及び桂川下流域に対して洪水水位の低下に大きく貢献した日吉ダムの洪水調節操作は、全国的にも極めて顕著なダムの効果を示す事例と考えられる」と報告された。また、平成25年度ダム工学会の技術賞（ダムの計画、設計、施工、または維持管理等に関して、ダム技術の発展に著しい貢献をなしたと認められた画期的な事業）を受賞し、評価されたほか、ダムファンの方々により開催された日本ダムアワード2013（様々な分野で活躍したダムを表彰するイベント）において、最大限の洪水調節操作を行ったダムとして、日吉ダムが洪水調節大賞及びダム大賞を受賞した。〔I1-2 (1)① pp. 44～48〕 4) 台風18号において、淀川水系木津川ダム群では、名張川下流市街地で氾濫被害のおそれがあったため、3ダム（青蓮寺ダム、比奈知ダム、室生ダム）において統合操作を実施し、ダム下流の名張地点で名張川の水位を約0.7m低下させ、氾濫危険水位を下回ることができた。また、高山ダムでは、ダム下流の木津川の水位を低下させるため、最大流入量の約7割を調節し、ダム下流の有市地点（笠置町）の水位を約1.1m低下させ、国道163号の冠水時間を約7時間短縮したと推定される。さらに、淀川本川の水位を低下させるため、降雨予測や流出予測をもとに、木津川ダム群（高山・青蓮寺・室生・布目・比奈知ダム）からの放流量を抑えてダムへの貯留量を増やし、淀川三川（桂川、宇治川、木津川）合流部（京都府大山崎町）の流量低減に努めた。〔I1-2 (1)① pp. 48～49〕

項目	ポ イ ン ト
	5) 台風18号により、琵琶湖の水位が管理開始以来2番目となる水位を記録した。このため、琵琶湖開発総合管理所では水門等の閉操作と併せて、平成7年以来18年ぶりに14箇所全ての排水機場のポンプを運転させ、内水排除を8日間実施した。これにより、琵琶湖沿岸の低い土地の浸水日数を最大約8日間程度短縮する効果があったと推定される。〔I 1-2 (1)① p. 50〕 6) これら2)～5)の取組については、「平成25年度 土木学会技術賞」【平成25年台風18号における淀川水系の洪水調節(7ダム等の連携操作により壊滅的被害を回避)】を水資源機構と国土交通省の連名で受賞し、高く評価された。〔I 1-2 (1)① pp. 44～50〕 7) 利根川水系では、平成25年10月15日から16日の台風26号による豪雨により、印旛沼(千葉県)では管理開始以来最高水位を記録し、一部の堤防で溢水する事態となった。これに対し、関係機関、水防団等と共同して機構職員自らも土のう積み、応急対策を行い堤防の損傷を回避するとともに、洪水を防ぐため、利根川に排水する印旛機場と東京湾に排水する大和田機場のポンプ設備を運転し、印旛沼の貯水量の3倍に相当する約6,600万m³を排水し、印旛沼の水位低下により印旛沼周辺の洪水被害軽減を図った。これら今回の機構の迅速な対応に対して、地元の土地改良区からは感謝の表明を頂いている。〔I 1-2 (1)① pp. 51～52〕
1－3 危機的状況への的確な対応 (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 (2) 危機的状況の発生に対する的確な対応	1) 今後発生が予想される最大級の地震動に対する施設被害の防止・軽減のため、ダム・水路等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるため、耐震性能照査や耐震補強を実施した。〔I 1-3 (1)① pp. 66～68〕 2) ダム施設では、管理14ダムにおいてダム本体等の耐震性能照査の試行に着手するとともに、建設予定の小石原川ダム本体について耐震性能照査の試行を実施した。〔I 1-3 (1)① p. 66〕 3) 用水路等施設では、全20地区における施設の重要度評価結果によって耐震性能照査が必要と判断された施設について、耐震性能照査に順次着手している。平成25年度は、大規模地震の発生が切迫している2施設(利根導水路及び房総導水路)において、耐震性能照査結果を踏まえて耐震性能強化に向けた技術的な検討等を実施するとともに、新規事業要求に向けて事業評価等の手続きを実施し、予算成立を受けて、事業着手に向けた手続きを開始した。また、大規模地震に対する耐震補強等を4施設(豊川用水(二期)、木曽川用水、三重用水及び正蓮寺川利水)で実施した。〔I 1-3 (1)① pp. 67～68〕 4) 大規模地震時においても業務の継続性を確保するため、非常用電源設備の油種データベースを作成し全社で共有することにより、大規模災害等発生時において燃料の調達が困難になった場合の事務所間の融通の検

項目	ポ イ ン ト
	討が容易になり、迅速な融通を可能とした。また、ダム用ゲート設備における電源喪失や機器故障時に対応するため、油圧駆動装置用「バックアップ装置」を開発し布目ダムに配備した。この装置は、電源不要で小型軽量かつ可搬形、既存施設の改造が少なく接続が容易などの特徴があり、実証実験では学識経験者などから高い評価をいただいた。〔I 1-3(1)④ pp. 72～74〕 5) 地震後の通水機能の早期確保と被害軽減に関する取組として機構が平成24年度までに配備を完了している鋼管等の備蓄資材について、地震発生時等の災害時に有効活用するため、一般社団法人日本工業用水協会において各県・市町等の備蓄資材の情報を集約しデータベース化しているシステムに登録を行った。これにより、備蓄資材を互いに融通することが可能となり、通水機能の早期確保等について迅速な対応が可能となった。〔I 1-3 (1)⑤ p. 75〕 6) ICT（情報通信技術）活用による業務効率化検討の一環として、タブレット等の携帯端末を使った現地情報の迅速な把握及び現場と本社・支社局間での情報共有訓練を実施した。〔I 1-3 (1)⑥ pp. 76～79〕 7) 平成26年2月の大雪の影響により、滝沢ダムの上流に位置している（株）ニッチツが管理する休止鉱山の発電機が故障し、坑廃水処理施設が稼働できず、3月上旬以降には未処理の坑廃水が河川に流れ出る可能性があることが2月19日に判明した。このため、水資源機構は、内閣府、国土交通省、経済産業省、埼玉県等の関係機関及び（株）ニッチツと連携しつつ、河川の水質監視の対応を重点的に実施した。具体的には、2月24日から毎日、滝沢ダム貯水池上流地点で水質測定・巡視等を直接職員が実施するとともに、室内分析試験の頻度を増やす対応を行い、これらのデータについては関係機関の間で情報共有された。結果として、3月20日に坑廃水処理施設の機能が回復し、未処理の坑廃水が河川に流れ出ることなく収束した。〔I 1-3 (2)① pp. 87～88〕 8) 平成25年5月4日、埼玉県東部の庄内領用悪水路土地改良区の取水ポンプに不具合が生じ取水できない状況となり、埼玉県を通じて機構が突発事故や災害に備えて所有しているポンプ車の貸出要請があり、翌日には現地でポンプ車が稼働できるよう協力した。この件に関し、機構の迅速かつ的確な対応により、1年で最も用水が必要となる代掻き時期に多大な貢献をしたことに対し、庄内領用悪水路土地改良区理事長より感謝状が授与された。また、埼玉県の農業関係部局からは、突発事象に対する迅速な対応について評価を頂いた。〔I 1-3 (2)② p. 91〕 9) 台風26号により、印旛沼周辺が湛水し、印旛沼土地改良区が管理する臼井第二機場が運転不可能となった

項目	ポ イ ン ト
	こと、さらに西部調整池に流入する岩戸集水路が破堤し、近隣の家屋2棟が床上浸水するなどの被害が生じたため、機構は千葉用水総管理所及び利根導水総合事業所に配備していたポンプ車を貸し出し排水対応に協力した。〔I1-3 (2)② p. 92〕 10) 平成25年4月(代掻き期)に北総東部用水の西幹線水路(千葉県への管理委託区間)においてPC管の破裂による出水が生じた。PC管の復旧には、備蓄資材として保有していた鋼管及び継ぎ手補強材を活用することで、通常の場合は資材調達から復旧まで約2週間程度を要するところ、大幅に復旧期間を短縮し4日間での通水を実現した。〔I1-3 (2)② pp. 93～94〕
1-4 確実な施設機能の確保	1) 機能保全計画に基づき、用水路等の16施設で定期的な機能診断調査を実施した。〔I1-4② p. 100〕 2) 群馬用水、房総導水路及び木曾川用水の老朽化対策について、機能診断調査の結果を踏まえて対策内容を整理し、関係利水者との合意形成を図るとともに、事業化に向けて関係省庁と事業内容を調整した。平成26年度から群馬用水及び房総導水路の老朽化対策を緊急的に実施するため、新規事業要求に向けて事業評価等の手続きを実施し、予算成立を受けて、事業着手に向けた手続きを開始した。〔I1-4② pp. 100～101〕 3) ダム定期検査(3年に1回程度の頻度で実施)について、管理7ダムで適切に実施した。その結果、一部ダムにおいて漏水量の増加、堆積土砂の増加等が見られ、引き続き経過観察することとした。岩屋ダムでは、浸透量計測値に段階的な増加が見られたことから計測頻度を上げて経過観察を行い、学識者・専門家からなる「岩屋ダム浸透量に関する検討会」を設置し、浸透量計測値の増加現象の解明等に着手した。〔I1-4③ pp. 102～103〕 4) 機構では初めての取組となるダム総合点検(効果的・効率的なダムの維持管理を実施することを目的として、管理開始後30年までに着手し、以降30年程度に1回の頻度で実施)を、矢木沢ダムにおいて実施中(平成25年度～26年度の2ヶ年)であり、平成25年度は長期的な経年変化の状況や構造物の内部の状態等に注目し、ダムの健全度について総合的に調査及び評価する点検計画を専門家の指導を踏まえて立案した。〔I1-4③ pp. 103～104〕
1-5 計画的で的確な施設の整備	1) 武蔵水路において、水路改築工事、排水機場ポンプ設備改修工事等を的確に実施した。〔I1-5① pp. 112～113〕 2) 小石原川ダムにおいて、仮排水路トンネル工事、付替林道工事等に着手した。〔I1-5① p. 114〕

項目	ポ イ ン ト
	3) 「ダム検証」の対象ダム（思川開発、木曽川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダム）で継続して検討を実施した。〔I1-5① p.116〕 4) 大山ダム建設事業（平成25年4月管理開始）が平成25年度ダム工学会の技術賞（ダムの計画、設計、施工、または維持管理等に関して、ダム技術の発展に著しい貢献をなしたと認められた画期的な事業）を受賞した。〔I1-5① p.114〕 5) 豊川用水二期事業において、大規模地震対策として幹線水路等の改築工事、石綿管除去対策として支線水路の改築工事を的確に実施した。〔I1-5① pp.115～116〕 6) 木曽川右岸施設緊急改築事業において、幹線水路、幹支線用水路の改築工事を的確に実施した。〔I1-5① p.115〕 7) 両筑平野用水二期事業において、幹支線水路改築として分木工等改築工事を的確に実施した。〔I1-5① p.116〕
2. 機構の使命を十全に果たすために必要な総合的な技術力の向上等	
2-1 機構が有する技術力の維持・向上 (1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 (2) 施設・設備の管理に係る技術の維持・向上 (3) 用地補償技術の維持・向上 (4) 技術力の継承・発展のための取組	1) ダム施設について、既往のダム再開発事例をリストアップし、技術情報等の収集、整理を行うとともに、機構の22管理ダムにおける再開発や再生のニーズ等を把握するため、基本機能の増強・付加等の観点から関係資料の収集、整理に着手した。〔I2-1(1) pp.125～126〕 2) 水路等施設について、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究として、液状化による管水路の浮上防止対策技術の確立に向けた室内模型実験を実施した。〔I2-1(1) p.126〕 3) ダム堤体挙動観測データ、定期検査結果データなどから構成されるダム挙動・点検結果データベースについて、平成25年度は機構管理ダムの堤体挙動観測データの収集、整理、更新やデータベースを構築するうえで基本となるダム諸元等のデータ整理などを実施した。〔I2-1(2)① pp.127～128〕 4) 水路施設においてストックマネジメントの継続的な向上を図るため、各事務所が保有する機能診断結果等のデータを一元管理するデータベースの設計に着手した。〔I2-1(2)② p.130〕 5) 用地補償業務に関するノウハウ等を組織的に蓄積・継承するため、相続人多数案件マニュアルを作成し、

項目	ポ イ ン ト
	機構内LANの掲示板に掲載するとともに冊子・CDを各事務所へ配布した。〔I2-1(3)① p. 135〕 6) 用地補償技術を資産管理に活用するため、初めての試みとして、用地職員以外を対象に用地基礎知識の習得を図る研修を実施した。〔I2-1(3)① p. 135〕 7) 気候変動への対応等に関する11のテーマを重点プロジェクトとする「技術5ヶ年計画（平成25～29年度）」を策定し、調査・検討に取り組んだ。〔I2-1(4)① pp. 137～140〕 8) 「電気探査比抵抗法」1件については、特許を取得するとともに、亀裂性岩盤の地質調査への活用が大いに期待されるとして平成25年度地盤工学会技術開発賞を受賞した。また、「緊急油圧装置及びこの緊急油圧装置を用いた緊急駆動装置」1件について特許出願を行った。〔I2-1(4)② pp. 141～142〕 9) 技術力の向上及び技術情報の共有を図るため、技術研究発表会を平成25年11月に開催し、関係利水者及び関係機関からも参加いただいた。〔I2-1(4)③ pp. 143～145〕
2－2 環境の保全 (1) 自然環境の保全等 (2) 環境保全に係る技術の維持・向上	1) 大山ダムで取り組んでいるオオムラサキ保全対策において、平成20年度から実施してきたエノキ移植地において、平成25年度に初めて幼虫の生息を確認し、保全対策の効果を確認した。〔I2-2(1)① p. 153〕 2) ダム下流への土砂供給量の減少に対し、貯水池に溜まった土砂をダム下流河川に運搬、置き土し、放流水によって下流河川へ流下させる土砂還元の取組を6ダムで実施し、付着藻類の剥離、生物生息環境の改善などの効果が得られた。また、魚類の餌となる藻類の更新を促進させるなどを目的としたフラッシュ放流を、土砂還元を行った4ダムを含む6ダムで実施した。〔I2-2(1)② pp. 154～155〕 3) 平成25年度の温室効果ガス排出量は82,109 t-CO₂となり、地球温暖化対策実行計画の平成29年度における温室効果ガス排出抑制目標値（87,392 t-CO₂）を達成している（同目標値に比べ6.0%抑制）。〔I2-2(1)③ pp. 157～158〕 4) 機構が開発した3次元水質予測モデル「JWAモデル」が、藻類増殖に伴うアオコや赤潮現象の再現性が高いことに加え、曝気循環設備等の水質保全対策効果についても長期的なスパンで予測可能であることが評価され、平成25年度ダム工学会技術開発賞を受賞した。〔I2-2(2) p. 164〕
2－3 機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用	1) 初瀬水路取水塔の小水力発電設備を完成させ、運用を開始した。また、愛知用水、木曽川用水及び房総導水路では、用水路上部や管理用地において機構として初めて太陽光発電設備を完成させ、運用を開始し、再

項目	ポ イ ン ト
	生エネルギーの活用推進を図った。特に、愛知用水及び木曽川用水の設備は、データ観測設備等に隣接して発電設備を設置し、非常用電源として利用可能な仕様とすることにより、危機管理への対応も向上させた。 〔I 2-3① pp. 166～169〕 2) 建設副産物の有効利用において、全8項目のうち7項目で目標値を達成した。〔I 2-3③ p. 175〕
2－4 関係機関、水源地域等との連携強化 (1) 関係機関との連携 (2) 水源地域等との連携	1) 建設事業における事業監理協議会等において、利水者、関係都府県に対して、事業の実施状況、コスト削減の取組の情報提供や負担金支払いに係る調整等を実施した。〔I 2-4(1)① pp. 178～179〕 2) 管理業務においては、平成25年度事業計画、平成26年度概算要求案等の説明会を実施し、事業計画の変更は、変更の必要が生じた都度、利水者等への説明し、了解を得たうえで実施した。用水路等管理業務においては、管理運営協議会等を開催し、利水者の意見・要望等の把握に努め、事務的経費等の削減に関する取組等を適宜説明するとともに、機能保全計画等の説明を行い、関係機関との情報共有を図り、合意形成、連携強化に努めた。〔I 2-4(1)① p. 179〕 3) 新規事業要求に向けて事業評価等の手続きを実施し、予算成立を受けて、事業着手に向けた手続きを開始した3事業（群馬用水緊急改築、利根導水路大規模地震対策、房総導水路施設緊急改築）について、利水者及び関係機関へ費用負担割合の考え方等について必要な情報提供を行った。〔I 2-4(1)③ p. 182〕 4) 総合技術センターにおいて、他機関との連携強化を図るため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所や独立行政法人土木研究所との間で、実施している試験内容や保有する施設・試験機器等の状況の調査及び情報交換に着手した。〔I 2-4(1)⑥ pp. 188～189〕 5) 水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流交流会等の交流活動の開催・参加に取り組んだ。〔I 2-4(2)① pp. 190～193〕 6) 森林保全に関して、水源地域ビジョン等に基づき、関係機関と役割分担の下で取り組んだ。具体的には、浦山ダムにおいては流域調査を踏まえた関係機関との協議等に、早明浦ダムにおいては「木の駅プロジェクト」等による森林間伐に、草木ダム、下久保ダムにおいては植樹活動にそれぞれ取り組み、徳山ダムにおいては植樹活動のほか、ダム上流域で山林保全事業を推進している岐阜県と協力して貯水池への土砂や濁水の流入防止・軽減を進めるため、山林の取得及び管理に関する協定を県と締結した。〔I 2-4(2)② pp. 194～196〕

項目	ポ イ ン ト
2－5 広報・広聴活動の充実	1) 記者発表を264件（平成24年度：267件）行い、記者発表等の情報提供等を元に新聞等（専門紙含む）に730件（平成24年度：192件）の記事が掲載された。〔I 2-5① p. 197〕 2) イベントなどの機構に関連する様々な情報について、ツイッターを活用し520件（平成24年度：423件）の情報発信を行った。〔I 2-5① p. 197〕 3) 洪水時・渇水時の情報提供について、ホームページ・ツイッターを活用し積極的に行った。〔I 2-5② p. 201〕 4) 気象キャスターを対象とした施設見学会や施設に興味を寄せる方々との交流等を行った。〔I 2-5③ pp. 204～206〕 5) 「環境報告書2013」、「平成24年水質年報」を作成し、ホームページ掲載等により公表した。〔I 2-5④⑤ pp. 207～209〕
3. 機構の技術力を活用した技術支援	
3－1 国内の他機関に対する技術支援	1) 国・地方自治体から積算資料評価業務、施工監理業務、施工計画検討業務、堤体安定性評価業務等の発注者支援業務等を13件受託し、機構が有する技術等を活用し適切に実施した。〔I 3-1①② pp. 210～213〕 2) 論文等を学会・専門誌等に67題（年度計画50題以上）発表し、機構の技術力の提供を行った。〔I 3-1③ pp. 214～215〕 3) 機構によるダム定期検査の現地視察会を機構として初めて利水者向けに開催し、常用洪水吐きゲート設備の動作確認などの現地検査状況の視察やダム管理技術に関する質疑応答を行った。〔I 3-1④ p. 217〕
3－2 国際協力の推進	1) 在バングラデシュ日本大使館に1名、JICA長期専門家として6カ国に6名、短期専門家として3カ国に6名、アジア開発銀行及びアジア開発銀行研究所に各1名を派遣し、海外機関との連携強化を図った。〔I 3-2① pp. 218～219〕 2) JICAからダムの運用管理などに関する一括受託研修やアジア開発銀行から「複数の流域における水の安全保障への投資支援」等の国際業務を16件受託し、機構の蓄積した技術、知識等を活かし適切に実施した。アジア開発銀行からの受託では、対象国のインドネシア、ネパール及びウズベキスタンに対して、水の安全保障向上のための投資計画案を取りまとめて提案した結果、ネパールでは、機構の提案に基づく河川環境改善プロジェクトの投資プログラムが平成26年4月より開始された。〔I 3-2① pp. 220～222〕

項目	ポ イ ン ト
	3) NARBO主催の第8回総合水資源管理研修をスリランカ国において開催し、河川流域機関職員や政府職員等の参加者に対して、総合水資源管理（IWRM）のノウハウに関する研修を実施した。その中で機構は、IWRM推進における課題解決の手法の紹介、機構の水資源管理の事例紹介等を通じて参加者の能力向上を図った。〔I3-2② p. 226〕 4) ブータン王国国家環境委員会の依頼に基づき、総合水資源管理に関する研修を実施したほか、同国の水資源管理担当省庁を対象とした総合水資源管理ワークショップにおいて日本及び機構の経験等を踏まえた提案等を行い、同国における水規制法の作成等に貢献した。〔I3-2② p. 225〕 5) アジア・太平洋水フォーラム及びタイ国政府の共催でタイのチェンマイで開催された第2回アジア・太平洋水サミットにおいて、機構が事務局を務めるNARBOが、第5回NARBO総会及び関連イベントをそのテクニカルセッションの一つとして開催し、第2回アジア・太平洋水サミットの成功に貢献した。〔I3-2②③ p. 225, p. 227〕
4. 内部統制の強化と説明責任の向上 (1) コンプライアンスの推進 (2) 監事及び会計監査人による監査 (3) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 (4) 談合防止対策の徹底 (5) 情報セキュリティ対策の推進 (6) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 (7) 財務内容の公開 (8) 環境マネジメントシステムの定着と環境物品等の調達等	1) 法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行うための「内部統制の基本方針」を、倫理委員会における審議を経て、平成25年11月28日に制定した。〔I4 p. 238〕 2) コンプライアンス推進月間（11月）における全社的取組としてコンプライアンスアンケートを実施するとともに、コンプライアンス講習会・説明会をコンプライアンス推進月間を中心に本社・支社局及び全事務所で実施した。〔I4 (1)① pp. 240～241〕 3) 平成24年度に作成した機構内LANの掲示板を使用して、他組織等の有用な取組を掲示したほか、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた音声付きスライドを掲示し、誰でも容易にコンプライアンスに関する情報を入手できるようにした。〔I4 (1)③ p. 244〕 4) 契約手続きの競争性・透明性を高めるため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した（平成25年度における一般競争入札の割合：件数ベース74.7%、金額ベース67.9%）。また、一者応札の改善については、平成21年9月17日にホームページにおいて公表した「1者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長やファクシミリによる公告案内等、地域要件等の入札参加条件等の緩和などの改善等の取組を実施した（平成25年度の一般競争入札における一者応札率：30.7%）。〔I4 (3)① pp. 248～249〕 5) 入札結果等について、ホームページ等を通じて公表した。〔I4 (3)③ p. 251〕

項目	ポ イ ン ト
	6) マスキングの徹底やアクセス権限の厳格化等、入札契約情報の厳格な管理を行い、徹底した談合防止対策を図った。〔I 4 (4)p. 252〕 7) 情報セキュリティ対策を推進するため、外部記憶媒体の接続規制や不正プログラムの証跡を追跡できる監視システムを導入した。〔I 4 (5) p. 253〕 8) 本社及び支社局（筑後川局を除く）並びに関東管内、中部支社管内、関西支社管内、吉野川局管内の全事務所（丹生ダムを除く）においてISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用した。なお、筑後川局管内では、機構独自の環境マネジメントシステムに移行した。〔I 4 (8)① p. 258〕
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	
1. 機動的な組織運営 (1) 機動的な組織運営 (2) 人事制度の運用 (3) 職員の資質向上	1) 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、抜本的な改善に取り組んだ。具体的には、人事異動の考え方をこれまでの全国勤務からブロック勤務（職員が本拠地とするブロックを中心に異動を行う形態）への転換を行うことにより給与水準を見直した。また、国の本給表の考え方を踏まえた新たな本給表を作成するとともに、昇給方法の見直し等を行い、実績を上げた職員を従前以上に処遇することとした。〔Ⅱ1 (2) p. 267〕
2. 効率的な業務運営 (1) 情報化・電子化及び業務の一元化等による業務改善等 (2) 維持管理業務等民間委託拡大計画に基づく委託拡大等 (3) 継続雇用制度の活用	1) WEB会議システムについて、利用事務所を平成24年度の5事務所から16事務所に増やし、会議等の開催頻度、時期、内容等に応じて120回（平成24年度：36回）活用し、旅費や移動時間に伴う経費等の節減を図った。〔Ⅱ2 (1)② pp. 275～276〕 2) 業務改善コンテストについて、平成25年度は業務改善の実施事例部門に加えてアイデア部門を新設して開催した。〔Ⅱ2 (1)③ pp. 277～278〕 3) 本社の総務部秘書課を廃止するなど、本社・支社局における組織の統廃合により、機能を維持しつつ、間接部門のスリム化を図り、機構全体の平成25年度末定員を対前年度比43名減とした。〔Ⅱ2 (1)④ p. 279〕 4) 間接部門のスリム化及び業務運営の効率化を図るとともに、機構を取り巻く情勢への組織体制面からの戦略的な対応を可能とするため、業務の繁閑に合わせて本部長の裁量により本部内の職員配置を流動化できることとする本部制の導入、経営企画部門の強化、管理部門と建設部門の連携強化等による本社組織の大きくくり化について検討した。〔Ⅱ2 (1)④ p. 279〕

項目	ポ イ ン ト
	5) 本社及び吉野川局において、これまでの間接部門のスリム化、人員減等を踏まえた業務スペースの大幅な見直しを行い、賃借している執務スペースを3分の2程度に縮小し、賃料（約1億9,000万円）の大幅削減を図った。〔Ⅱ2（1）④ p. 279〕 6) 維持管理業務等民間委託拡大計画に基づき、平成25年度は新たに5管理所をモデル地区に選定して民間委託拡大に向けての試行業務を実施した。その検証結果及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、維持管理業務等民間委託拡大計画を平成26年3月に改定し、平成29年度末の委託目標値を約43%に変更した。〔Ⅱ2（2）① p. 281〕
3. コスト縮減の推進 （1）事業費の縮減 （2）一般管理費の削減 （3）人件費の削減 （4）その他コストの縮減	1) 一般管理費を平成24年度に比較して3.4%削減（年度計画3%）し、目標を達成した。〔Ⅱ3（2） p. 285〕 2) 人件費を平成24年度と比較して2.0%（平成17年度と比較して28.5%）削減するとともに給与水準の検証結果及び適正化への取組についてホームページ等で公表した。〔Ⅱ3（3） pp. 286～289〕 3) 平成20年度に策定した「水資源機構コスト構造改善プログラム」を継続し、「工事コストの縮減（規格の見直しを含む）」、「事業のスピードアップによる効果の早期発現」、「将来の維持管理費の縮減」、「民間企業の技術革新によるコスト構造の改善」、「施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善」、「環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善」に引き続き取り組んだ。〔Ⅱ3（4）① pp. 291～293〕
4. 適切な資産管理	1) 平成25年4月に、用地部を用地管財部に改組するとともに、同部に資産管理等整理推進室を設置し、資産処分手続き部門を新設した。6月には、機構全体の保有資産の必要性について見直しを行い適切な資産管理等の方針を検討するための組織横断的な資産管理等整理推進委員会を設置し、計4回の委員会を開催した。〔Ⅱ4 ② p. 298〕
Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	1) 予算については計画に基づき適正に執行した。〔Ⅲ pp. 303～307〕
Ⅳ 短期借入金の限度額	1) 一時的な資金不足に対応するための短期借入金については、資金の適正な管理を行うことにより、平成25年度は借入を行わなかった。〔Ⅳ p. 308〕
Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	1) 不要財産の処分に関する計画に掲げた宿舍等の17件の財産については、前述のとおり処分に向けた執行体制を整備するとともに、地方部の資産については不利な立地等のため市場性に乏しい等により入札不調等が予想されたことから、市場の動向を的確に把握しながら入札の実施回数に応じて、①価格非公表、②価格公

項目	ポ イ ン ト
	表、③価格公表先着順受付の順に入札条件を段階的に緩和し、処分が進むよう「不動産の売り払いに関する事務処理方針」を策定した。〔V p. 310〕 2) この方針に基づき処分に取り組んだ結果、年度内に10件の処分を完了した。これらは、売却7件2.4億円、現物納付3件5.1億円(資本金減資分)であり、処分が困難で第2期中期計画5ヶ年において処分できなかった財産5件を含むものである。 残り7件のうち、1件については入札参加者の不備により入札が無効となったものの、再度公告を行った結果、年度を越えて4月に落札となった。2件については、譲渡収入による納付協議に時間を要したため、年度末に組合せ売却の公告を行い5月に落札となった。(売却3件1.6億円) また、4件については2回の入札公告を実施したものの市場動向等の理由により不調となったため、引き続き3回目の入札公告を行った。(4件のうち、1件は開札日が年度を越えたため3回目の手続きは5月に実施。) 以上のとおり、これら全ての処分財産について適正に処分手続きを行ったが、市場動向等の理由により年度をまたがって処分を完了したものが3件あり、17件中13件の処分が完了、残り4件についても継続してできる限りの処分手続きを適切に進めている。〔V pp. 310～311〕
Ⅵ Ⅴに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	1) 都市計画道路事業の実施に伴い撤去することとなった正蓮寺川利水施設(工業用水導水施設)については、譲渡先から複数年にまたがる契約要望があったが、単年度で譲渡できるよう相手方と粘り強く協議を続けた結果、5年計画の1年目に処分を完了した。〔Ⅵ p. 312〕
Ⅶ 剰余金の使途	1) 平成25年度は、当期総利益を積立金として整理し、剰余金の使途についての取組を適正に実施した。〔Ⅶ p. 313〕
Ⅷその他業務運営に関する重要事項 1. 施設・整備に関する計画 2. 人事に関する計画 3. 積立金の使途 4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項 (1) 利水者負担金に関する事項 (2) 中期目標期間を超える債務負担	1) 国費及び利水者負担軽減に資する機構法第31条に基づく積立金については、計画に基づき適正に執行した。〔Ⅷ 3 pp. 318～319〕 2) 利水者から要望のあった割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案の上受け入れた。〔Ⅷ 4 (1)② p. 321〕